

新旧対照表

【関税率表解説（平成18年12月1日財閥第1475号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン (省 略) (A)、(B) (省 略) <u>(C) その他のガスタービン</u> (省 略)</p>	<p>84.11 ターボジェット、ターボプロペラその他のガスタービン (同 左) (A)、(B) (同 左) <u>(C) その他のタービン</u> (同 左)</p>
<p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、温度のみを単独で調節することができないものを含む。） (省 略)</p> <p>号の解説 8415.10 この号に含むのは、窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー（一体構造のもの又はスプリットーシステムのもの）である。 一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。 「スプリットーシステム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。 ただし、この号に含まないのはダクト式の中央方式空調設備で、ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶものである。</p> <p>8415.20 この号には、人を乗せる運転室又は車室の室温を調整するために、主として乗用自動車（種類を問わない。）に使用することを目的としたもので、他の種類の自動車に備え付けることが可能な装置を含む。</p> <p>8415.90 <u>この号には、8415.10号の「スプリットーシステム」型エアコンディショナーの室内ユニット及び室外ユニットが別々に提示される場合、そのいずれをも含む。これらのユニットは、電線や銅管で接続され、銅管の中を冷媒が、室内ユニットと室外ユニットとの間で流れるように設計されている。</u></p>	<p>84.15 エアコンディショナー（動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、温度のみを単独で調節することができないものを含む。） (同 左)</p> <p>号の解説 8415.10 この号に含むのは、窓又は壁に取り付けるエアコンディショナー（一体構造のもの又はスプリットーシステムのもの）である。 一体構造型エアコンディショナーは、単一のユニットの形で全ての必要な機構を包含し、かつ、一体構造のものである。 「スプリットーシステム」型エアコンディショナーは、ダクトがなく、かつ、空調するそれぞれの場所（例えば、部屋）で独立した蒸発器を利用する。 ただし、この号に含まないのはダクト式の中央方式空調設備で、ダクトを利用して、冷却された空気を蒸発器から複数の冷房する場所へ運ぶものである。</p> <p>8415.20 この号には、人を乗せる運転室又は車室の室温を調整するために、主として乗用自動車（種類を問わない。）に使用することを目的としたもので、他の種類の自動車に備え付けることが可能な装置を含む。</p> <p style="text-align: right;">(新 規)</p>
<p>84.19 加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷</p>	<p>84.19 加熱、調理、ぱい焼、蒸留、精留、滅菌、殺菌、蒸気加熱、乾燥、蒸発、凝縮、冷</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財閥第 1475 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 73.21 項の家庭用のストーブ、炉及び調理用加熱器等</p> <p>(b) 73.22 項の電気加熱式でないエアヒーター及び温風分配器</p> <p>(c) <u>74.18 項の家庭用の調理器具及び加熱器具</u></p> <p>(省 略)</p>	<p>却その他の温度変化による方法により材料を処理する機器(理化学用のものを含み、電気加熱式のもの(第 85.14 項の電気炉及びその他の機器を除く。)であるかないかを問わないものとし、家庭用のものを除く。)並びに瞬間湯沸器及び貯蔵式湯沸器(電気式のものを除く。)</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。</p> <p>(a) 73.21 項の家庭用のストーブ、炉及び調理用加熱器等</p> <p>(b) 73.22 項の電気加熱式でないエアヒーター及び温風分配器</p> <p>(c) <u>74.17 項の家庭用の調理器具及び加熱器具</u></p> <p>(同 左)</p>
<p>84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）</p> <p>(省 略)</p> <p>この項には、手道具又は手工具に代わって次の作業を行う機械を含む。</p> <p>(A) (省 略)</p> <p>(B) 卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（84.37 項の機械類を除く。）</p> <p>(省 略)</p>	<p>84.33 収穫機及び脱穀機（わら用又は牧草用のベーラーを含む。）、草刈機並びに卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械（第 84.37 項の機械を除く。）</p> <p>(同 左)</p> <p>この項には、手道具又は手工具に代わって次の作業を行う機械を含む。</p> <p>(A) (同 左)</p> <p>(B) 卵、果実その他の農産物の清浄用、分類用又は格付け用の機械</p> <p>(同 左)</p>
<p>90.28 気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器</p> <p>(省 略)</p> <p>(I) 気体用又は液体用の積算計器</p> <p>(省 略)</p> <p>(A) 気体用の積算計器</p> <p>(省 略)</p> <p>(B) 液体用の積算計器（冷水、温水、鉱物油、アルコール、ビール、酒、ミルク等）(84.13 項の液体ポンプ（計器付きのものを含む。）を含まない。）</p> <p>この計器には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>ダイヤフラム式計器</u></p> <p>これは、前記の気体用乾式計器に類似している。鋳鉄製の円筒の内部を、柔軟性のあるダイヤフラムで二室に区切り、区切られた室に液体が出入りを繰り返すとダイヤフラムが伸縮する。このダイヤフラムの伸縮を計数機構により計数する。</p>	<p>90.28 気体用、液体用又は電気用の積算計器及びその検定用計器</p> <p>(同 左)</p> <p>(I) 気体用又は液体用の積算計器</p> <p>(同 左)</p> <p>(A) 気体用の積算計器</p> <p>(同 左)</p> <p>(B) 液体用の積算計器（冷水、温水、鉱物油、アルコール、ビール、酒、ミルク等）(84.13 項の液体ポンプ（計器付きのものを含む。）を含まない。）</p> <p>この計器には、次のような物品を含む。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) <u>ダイヤフラム式計器（容積式計器）</u></p> <p>これは、前記の気体用乾式計器に類似している。鋳鉄製の円筒の内部を、柔軟性のあるダイヤフラムで二室に区切り、区切られた室に液体が出入りを繰り返すとダイヤフラムが伸縮する。このダイヤフラムの伸縮を計数機構により計数する。</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 18 年 12 月 1 日財閥第 1475 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) <u>往復ピストン式計器</u> この計器は、シリンダー内を往復運動する一以上のピストンから成る。蒸気機関と同様に、すべり弁が、測定する液体をピストンの上下に交互に導き、プラグコックを開閉する。ピストンの動作は歯車により計数機構に伝わる。</p> <p>(4) <u>円盤ピストン式計器</u> ピストンの代わりに、球体の内部を相等しい二室に分ける回転円盤を利用する。この二室に交互に液体が充満し、その結果円盤が振動運動をするのを歯車により計数機構に伝える。</p> <p>(5) <u>回転ピストン式計器</u> この計器のある種のものは、部分的にチャンバーを横切って突出する放射状の隔壁を有する円筒型チャンバーから成る。測定機構は、円筒ピストンで、その側壁に溝を有し、隔壁に適合するようになっている。仕切室に液体が流出入すると、シリンダーが振動（半回転）し、その運動を歯車により計数機構に伝える。 このほかの型式の計器には、チャンバーに隔壁がなく、だ円形のピストンを回転運動させるものもある。また、仕切った球体内に、章動コーンを備えたものもある。</p> <p><u>(2) から (5) の計器は、容積式として知られている。</u></p>	<p>(3) <u>往復ピストン式計器（容積式計器）</u> この計器は、シリンダー内を往復運動する一以上のピストンから成る。蒸気機関と同様に、すべり弁が、測定する液体をピストンの上下に交互に導き、プラグコックを開閉する。ピストンの動作は歯車により計数機構に伝わる。</p> <p>(4) <u>円盤ピストン式計器（半容積式計器）</u> ピストンの代わりに、球体の内部を相等しい二室に分ける回転円盤を利用する。この二室に交互に液体が充満し、その結果円盤が振動運動をするのを歯車により計数機構に伝える。</p> <p>(5) <u>回転ピストン式計器（半容積式計器）</u> この計器のある種のものは、部分的にチャンバーを横切って突出する放射状の隔壁を有する円筒型チャンバーから成る。測定機構は、円筒ピストンで、その側壁に溝を有し、隔壁に適合するようになっている。仕切室に液体が流出入すると、シリンダーが振動（半回転）し、その運動を歯車により計数機構に伝える。 このほかの型式の計器には、チャンバーに隔壁がなく、だ円形のピストンを回転運動させるものもある。また、仕切った球体内に、章動コーンを備えたものもある。</p> <p style="text-align: right;">(新規)</p>
<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>ビデオゲームコンソール（画像をテレビジョン受像機、モニター、外部スクリーンに映し出すもの）及び画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トークン、その他の支払い手段により操作されるビデオゲームコンソール及びビデオゲーム。</u></p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームコンソール及びビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5 (A) の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソール及びビデオゲームの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。</p> <p>(省略)</p>	<p>95.04 遊戯場用、テーブルゲーム用又は室内遊戯用の物品（ピンテーブル、ビリヤード台、カジノ用に特に製造したテーブル及びボーリングアレー用自動装置を含む。） (同左)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) <u>ビデオゲームコンソール及びその他の電子ゲーム（テレビジョン受像機、ビデオモニター及び自動データ処理機械のモニターと共に使用できるもの）、画面を自蔵するビデオゲーム（携帯できるかできないかを問わない）及び電子表示部分を有するオーディオビジュアルゲーム（脚を有する垂直型を含み、家庭又はゲームアーケード内で使用するもので、例えば、貨幣、トークン又はクレジットカードにより操作される場合がある。）。</u></p> <p>目的とする特性及び主たる機能が、娯楽目的（ゲームプレイ）を意図したビデオゲームは、依然としてこの項に分類される（自動データ処理機械に関する第 84 類注 5 (A) の規定を満たすか満たさないかを問わない。）。</p> <p>この項は、また、ビデオゲームコンソールの部分品及び附属品（この類の注 3 の規定を満たすものに限る。）を含む（例えば、ケース、ゲームカートリッジ、ゲームコントローラー、ステアリングホイール）。</p> <p>(同左)</p>